

# 事務事業評価シート

(平成 25 年度実施事業)

事務事業名	米内浄水場等運転・管理業務事業			事業コード	1259
所属コード	906102	課等名	上下水道局米内浄水場	係名	
課長名	山崎 博也	担当者名	高橋 昇	内線番号	697-6900
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

## 1 事務事業の基本情報

### (1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	いつでも信頼される浄水道事業の推進	コード	5
	基本事業	安定給水の確保	コード	1
予算費目名	水道事業会計 1款01項10目 修繕費 (019-10) 水道事業会計 1款01項10目 動力費 (020-10) 水道事業会計 1 款 01 項 10 目 薬品費 (022-10)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度		開始年度	昭和 9 年度
根拠法令等	水道法			

### (2) 事務事業の概要

河川から取水した原水を、水道法の水質基準に適合するように浄水処理し、水道利用者に対して安定給水を目的とした適切な運転及び施設の維持管理を行う。

### (3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

市政の発展に伴い、地下水の汚染から上水道の必要性が高まり、計画給水人口 50,000 人、給水量 6,300m<sup>3</sup>/日で昭和 9 年 12 月通水した。

### (4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 13 年の水道法の一部改正により、水道事業者による第三者への業務委託が可能になった。

水道水の水質基準は、平成 15 年に大幅に改正があり「水質基準に関する省令」が制定され、これ以降水質基準は逐次改正方式に変更され、毎年のように改正されている。

また、平成 19 年 3 月水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針が示され、その対応にも努めている状況にある。

配水量は、水道使用者の節水意識の向上、大口需要者の地下水利用への転換及び人口の減少等により減少傾向にある。

また、水道水の安全性・安心性に対する意識は一層の高まりを見せており、「安全で安定的な水道水の供給」、「災害に強く、安心して使える水道」といった水道事業体への要求は今後も増大することが予想される。

平成 22 年 4 月から玉山区の 2 浄水場（生出、刈屋）の維持管理が米内浄水場に統合された。平成 22 年度末に盛岡市水道事業経営変更認可を取得したことに伴い、平成 23 年度から旧前田簡易

水道を当事務事業に統合した。また、同じ平成 23 年 4 月から米内浄水場の運転管理業務の一部（夜間）について委託を開始した。

## 2 事務事業の実施状況 (Do) . . . . .

### (1) 対象（誰が，何が対象か）

- 原水
- 浄水処理施設等

### (2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 見込み
A 施設数	箇所	5	5	5	5	5
B 原水の取水量	m <sup>3</sup>	10,447,435	10,502,542	12,614,400	9,966,400	12,614,400
C						

### (3) 25 年度に実施した主な活動・手順

- 原水を浄水処理し，水道使用者に水道水を供給した。
- 水道法の水質基準に適合する浄水処理が出来るよう，施設の維持管理を行った。
- 浄水処理過程で発生した汚泥は，法に基づき処理し，環境への負荷を低減するため有効利用した。

### (4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 目標値
A 施設異常災害時等の職員の緊急出動回数	回	5	2	2	2	2
B 浄水量	m <sup>3</sup>	7,050,666	7,033,923	12,291,375	6,924,011	12,291,375
C 汚泥処理量	m <sup>3</sup>	1756	2462.8	1,600	2253.9	1,600

### (5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- 原水を浄水処理し，水道法の水質基準に適合した水道水にする。
- 水道法の水質基準に適合する浄水処理が出来るよう，浄水場施設の維持管理を行う。
- 浄水処理過程で発生する汚泥は，環境への負荷を低減するよう有効利用の促進を図る。

### (6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 計画	25 年度 実績	26 年度 目標値
A 施設の正常稼働（減断水無し）率 = (1 - 減断水日数 / 年度の日数) × 100	□上げる □下げる ■維持	%	99	100	100	100	100
B 配水量	□上げる	m <sup>3</sup>	6,842,747	6,820,882	11,844,250	6,704,673	11,844,250

	□下げる ■維持						
C 汚泥処理率＝（汚泥処理量/原水の取水量）×100	□上げる □下げる ■維持	%	0.02	0.02	0.01	0.02	0.01

### (7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23年度実績	24年度実績	25年度計画	25年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他( )	千円	81,448	83,083	91,227	84,445
	A 小計 ①～⑤	千円	81,448	83,083	91,227	84,445
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	17,694	16,000	16,000	16,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	70,776	64,000	64,000	64,000
計	トータルコスト A+B	千円	152,224	147,083	155,227	148,445
備考						

## 3 事務事業の評価 (See) . . . . .

### (1) 必要性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

#### ① 施策体系との整合性

浄水場及び配水池を24時間正常に運転・管理し、水道法の水質基準に適合した水道水を供給することは、使用者が水道水をいつでも、必要なときに必要な分だけ安心して使用してもらうことになり使用者からの信頼につながる。

また、浄水処理により発生する汚泥を水環境に影響を与えないよう適切に処理し再利用することは、水道事業の信頼に結びつく。

#### ② 市の関与の妥当性

盛岡市の水道は、普及率がすでに97%を超え、毎日の暮らしに欠くことのできない重要な役割を担っている。この事業は、水道法に基づき、清浄にして豊富低廉な水の供給を図ることにより、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としていることから、市の関与は妥当である。

#### ③ 対象の妥当性

盛岡市は、7浄水場から標高や位地により各浄水場の給水区域を設定している。また、原水は、水道事業認可及び水利権の許可に基づき取水していることから現状のままで妥当である。

#### ④ 廃止・休止の影響

浄水場は、ライフラインを担う重要施設であるため、この事業は休止・廃止することができない。

## (2) 有効性評価（成果の向上余地）

技術の継承と職員個々の技術力を高めることが、浄水場運転・管理業務全体のレベルアップにつながり、それが結果として安定給水につながる。

## (3) 公平性評価（評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要）

水道の利用については、水道法により給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは正当な理由がなければ拒んではならないことになっており、特定の需要者はいない。

また、水道法により、水道事業者は水道料金等の供給条件を供給規程で定めなければならないことになっており、本市においては水道事業給水条例で規定している。水道料金等については、公平妥当なものである。

## (4) 効率性評価

配水量は夏までは増加し、秋以降減少することから、配水量を予測し、配水池の容量を有効利用した浄水処理によって、動力設備の電力使用量の削減を図ることができる。

## 4 事務事業の改革案（Plan）

### (1) 改革改善の方向性

施設の老朽化による修繕費の増加が見込まれることから、計画的に自動化や高度化の施設整備を行うことを検討することとするが、今後、水需要が低迷し料金収入の増大が見込めないことから、当面は維持保全を充実し施設の延命に努める。維持保全に係る技術を高めるために職員による技術情報の交換や研修により意識を高めてゆく。

### (2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

施設整備に際し、老朽化が著しい状況や施設の増設を行ってきた当浄水場の特殊性を鑑み、適正な整備となるよう、長期計画に基づき関係部署と連携しながら実施する。

## 5 課長意見

### (1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

### (2) 全体総括・今後の改革改善の内容

浄配水場の運転管理業務を適正に実施し、その結果安全でおいしい水を安定的に供給することができている。今後は、浄配水場施設の適正な維持管理、更新を行うとともに、技術の継承や薬品使用料の低減策を進め、更に安全で安定的な水道水の供給を図る。